

太良町過疎地域持続的発展計画

（令和8年度～令和12年度）



令和7年12月

佐賀県 太良町

目 次

1 基本的な事項

(1) 太良町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	4
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	8

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	9
(2) その対策	9
(3) 計画	10

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	12
(3) 計画	14
(4) 産業振興促進事項	19
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	19

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	20

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	21
(3) 計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	24

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	26
(3) 計画	27

（4）公共施設等総合管理計画等との整合	28
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
（1）現況と問題点	29
（2）その対策	30
（3）計画	32
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	36
8 医療の確保	
（1）現況と問題点	37
（2）その対策	37
（3）計画	37
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	38
9 教育の振興	
（1）現況と問題点	39
（2）その対策	39
（3）計画	40
（4）公共施設等総合管理計画等との整合	43
10 集落の整備	
（1）現況と問題点	44
（2）その対策	44
（3）計画	44
11 地域文化の振興等	
（1）現況と問題点	45
（2）その対策	45
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
（1）現況と問題点	46
（2）その対策	46
事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	47

1 基本的な事項

(1) 太良町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本町は、佐賀県の西南部に位置し、東西 12 km、南北 14 km、総面積 74.30 km²で、北は鹿島市、南は長崎県諫早市、西は多良岳を隔てて長崎県大村市に隣接し、東は有明海に面しています。

地形は、西の多良岳山系から東の有明海に向かって、扇状に緩やかな傾斜を形成しています。山林面積は全体の 55%を占め、斜面を利用したみかん栽培が盛んで本町を代表する農産物となっています。

気候は、寒暖の差が比較的少なく温暖多雨な内陸型気候区に属し、年平均気温約 16 度、年間降雨量 1,800 mm前後ですが、梅雨、台風襲来期である 6 月から 9 月頃には、一日の降雨量が 100 mm以上に達することがあります。

(歴史的条件)

太良町は、肥前風土記によると、当地を訪れた景行天皇が、食物が豊かに足りている“豊足（ゆたたり）の村”と表現されたことに由来するといわれています。

明治 22 年 4 月の市制町村制施行により、多良村、大浦村、七浦村が形成され、昭和 28 年 4 月に多良村は多良町に、その後昭和 30 年 2 月に多良町と大浦村が合併して太良町となり、次いで同年 3 月に七浦村の一部であった大字伊福を編入して、現在の太良町に至っています。

(社会的・経済的条件)

本町は、多良岳、有明海といった豊かな自然に囲まれており、その恵み豊かな環境から多大な恩恵を受け、これまで農業や漁業が盛んな第 1 次産業のまちとして発展してきました。

しかしながら、農産物価格の低迷、耕作放棄地の増加、漁業環境の悪化による漁獲量の減少など、農業・漁業を取り巻く情勢は厳しい状況となっており、林業においても、森林の多面的機能を維持するために森林の保全育成を進めているものの、木材価格の低迷や経営コストの増加等により、林業経営も厳しさを増しています。

商業についても、消費者ニーズの多様化、高度化を背景に、町外の郊外型大型店やスーパーなどへ買い物客が流出しており、厳しい状況が続いています。

また、農林水産業をはじめ、町内のあらゆる業種の後継者不足が深刻化しており、地域産業の維持・振興を図るうえで、後継者問題への対策が急務となっています。

イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和 30 年の 15,853 人をピークに人口減少が続いており、令和 2 年には 8,121 人となり、ピーク時のほぼ半数の人口減となっています。人口構成比では、昭和 55 年においては 0 歳～14 歳 (25.0%) が 65 歳以上 (13.0%) を上回っていましたが、平成 7 年には逆転し、令和 2 年で 0 歳～14 歳 (10.9%) を 65 歳以上 (38.9%) が大きく上回っており、今後もさらに少子高齢化が進行することが予測されます。

少子高齢化を背景とする人口減少や人口構造の変化は、地域産業や地域コミュニティなど、さまざまな方面で担い手が不足し、本町の主要産業である農林水産業やコミュニティ活動などの活力が衰退し、ひいては本町における安定した生活・暮らしそのものを脅かす事態となることが危惧されています。

このような状況の中、人口減少や少子高齢化による地域活力低下などの課題の解決に向け、平成 27 年度に「太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「太良町人口ビジョン」に定めた目標人口（戦略人口）を達成するため、雇用の確保や移住・定住の促進などの施策に取り組んできました。

しかしながら、人口減少の抑制には至っておらず、特に 15 歳～29 歳の若い世代においては転出超過の状態で、若い世代の流出の増加が子どもの減少に拍車をかけており、このことが人口減少及び少子高齢化が進展している大きな要因となっています。

このような現状を踏まえ、令和元年度には「第 2 期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和 6 年度には「第 3 期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少と地域活力低下を克服し、将来にわたって活力ある太良町を維持することを目指し、しごと・雇用、人口減少抑制、まちづくりに関する施策を展開しています。

今後も、本町のまちづくりの総合的な指針である「第 5 次太良町総合計画」との整合性を図りつつ、また「第 3 期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、雇用の創出や移住・定住の促進、出産希望の実現、身近な移動手段の確保などの人口減少対策を講じることにより、安心して子どもを産み育て、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町においては、農業・漁業を中心とした第 1 次産業が基幹産業となっています。

しかしながら、後継者・担い手不足による耕作放棄地の増加、また、有明海を取り巻く環境の変化による漁獲量の減少など、多くの問題を抱えています。

基幹産業の育成・発展は、就業の場の確保としてだけではなく、将来的な地域活力の維持という観点からも重要であり、地域の資源を活かした産業を支えていく取り組みが必要です。

また、商工業においても、地域経済の不振により、先の見えない経営環境下にあるため、商工会とも連携を図り、経営体質の改善と経営基盤の強化を促進していくことが重要です。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口の推移は、表1-1(1)のとおりで、昭和30年をピークに減少傾向に転じ、今まで一貫した人口減少が続いている状況です。年齢3区分別では、65歳以上が昭和55年の13.0%から令和2年には38.9%と、40年間で25.9ポイント増加している一方で、0歳～14歳は25.0%から10.9%と14.1ポイント減少しており、少子高齢化が進行しています。

人口減少の主な要因は、15歳～29歳の若年者を中心とした転出超過によるもので、進学や就職、結婚などの移動を伴うライフイベントが集中することが原因であると考えられます。

人口の見通しは、表1-1(2)のとおりで、太良町人口ビジョン（令和6年12月改訂版）では、令和12年（2030年）に7,060人、令和22年（2040年）に6,590人、令和32年（2050年）に6,241人と、今後も人口減少が続くものと推計しています。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

（単位：人、%）

区分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	12,911	12,212	△5.4	10,660	△12.7	8,779	△17.6	8,121	△7.5
0歳～14歳	3,223	2,571	△20.2	1,648	△35.9	1,038	△37.0	889	△14.4
15歳～64歳	8,014	7,617	△5.0	6,012	△21.1	4,674	△22.3	4,072	△12.9
うち15歳～29歳(a)	2,584	2,134	△17.4	1,484	△30.5	995	△33.0	908	△8.7
65歳以上(b)	1,674	2,024	20.9	3,000	48.2	3,067	2.2	3,159	3.0
年齢不詳	0	0	—	0	—	0	—	1	—
(a)/総数 若年者比率	20.0	17.5	—	13.9	—	11.3	—	11.2	—
(b)/総数 高齢者比率	13.0	16.6	—	28.1	—	34.9	—	38.9	—

表1-1(2) 人口の見通し（太良町人口ビジョン）

（単位：人）

区分	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)	令和47年 (2065年)	令和52年 (2070年)
総数	7,060	6,807	6,590	6,400	6,241	5,969	5,729	5,538	5,397

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

本町の産業別人口の動向は、表1-1(3)のとおりで、就業人口総数は、昭和55年で6,408人でしたが、令和2年には4,563人まで減少しています。

本町の基幹産業である第1次産業の就業人口比率は、昭和55年で53.4%でしたが、令和2年には29.4%と大きく減少しており、少子高齢化と後継者不足の現状を如実に示しています。

また、第3次産業の就業人口比率については、昭和55年には29.6%であったものの、平成12年には第1次産業の就業人口比率を上回り、その後も比率は増加傾向にあり、本町における産業構造が大きく変化しています。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査) (単位:人、%)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	6,408	6,351	△0.9	5,671	△10.7	4,846	△14.5	4,563	△5.8
第1次産業 就業人口比率	53.4	44.7	—	35.3	—	32.0	—	29.4	—
第2次産業 就業人口比率	16.9	22.3	—	25.5	—	22.3	—	24.0	—
第3次産業 就業人口比率	29.6	33.0	—	39.2	—	45.6	—	46.4	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本町では、昭和60年に「太良町行財政改革大綱」を策定以来、町民の生活意識や価値観の多様化、社会経済状況の変化などに対応するために、自主財源の確保や定員管理の適正化、効率化を図るための業務改善などの行財政改革を進めてきました。

しかしながら、地方公共団体を取り巻く環境は厳しさを増しており、著しい人口の減少、少子高齢化の進展など、社会構造が大きく変化する中で、持続可能で安定的な行政運営を行っていくため、より一層限りある人員と予算の効率性を高め、質の高い行政サービスを提供していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、本町にふさわしい行政サービスを提供するため、限られた経営資源の中で「最小の経費で最大の効果を上げる」ことを基本として、事務事業や組織機構のあり方について検証し、その結果に基づき事業の見直しを行い、事務事業の効率化を図っています。

また、町民に対する行政情報を積極的に提供するとともに、行政としての説明責任を果たし、行政運営の透明性の向上と公正の確保を図るため、さまざまな媒体による分かりやすい行政情報の発信に努め、町民との情報共有を推進しています。

イ 財政の状況

令和 2 年度決算において、自主財源比率は 38.3%、うち町税の比率は 9.0% と低く、財政力指数は平成 22 年度、平成 27 年度とともに 0.23、令和 2 年度が 0.26 で、令和 2 年度の県内市町の平均は 0.52 となっており、本町の指数は 20 市町の中で最低となっています。

また、地方交付税や臨時財政対策債、国・県支出金等に依存する割合が非常に高く、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた合計額の歳入に占める比率は、平成 22 年度が 47.4%、平成 27 年度が 48.5%、令和 2 年度が 28.2% と、依然として高い状態で推移しています。

本町の財源は国が策定する地方財政計画に大きく左右されており、安定した財源の確保が課題となっている中、ふるさと応援寄附金については、令和 2 年度の歳入に占める比率が 12.8% で町税を上回っています。しかしながら、令和 2 年度をピークに減少傾向にあるため、年度間を通じた本町の財政計画では、引き続き基金積み立てなどを計画的に行い、財源の確保を図ることが重要となっています。

公債費の実質的な負担額の標準財政規模に対する比率（実質公債費比率）は、平成 22 年度が 9.5%、平成 27 年度が 4.9%、令和 2 年度が 4.5% と減少傾向にあるものの、児童や高齢者、障害者等への社会保障支援として支出される扶助費の歳出総額に占める割合は、平成 22 年度が 12.0%（一般財源比 5.0%）、平成 27 年度が 14.0%（同 5.8%）、令和 2 年度が 9.5%（同 6.0%）となっており、一般財源に占める割合は増加傾向にあります。

財政構造の弾力性を表す指標として用いられる経常収支比率については、平成 22 年度が 82.4%、平成 27 年度が 86.0%、令和 2 年度が 89.2% と増加しており、財政の硬直化が進行しています。これは前述の扶助費をはじめ人件費や公債費など、毎年度経常的に支出しなければならない経費が増加していることを示しており、新たな政策に回す財源の確保が困難になりつつあるため、個々の事業などについて、さらなる経常経費の削減が求められます。

一方では、平成 20 年度から基金残高が地方債残高を上回り、令和 2 年度末現在で、基金残高が約 68 億円、地方債残高が約 45 億円となっています。

地方創生は各地域、地方公共団体が、その強みや魅力を活かした取り組みを自主的・主体的に行うことが重要とされていることから、より一層の「まち・ひと・しごと創生事業」への取り組みや一般財源の抑制等により、持続可能な財政運営を行うとともに、選択と集中による経営資源の最適配分を図った、効率的な行政サービスの取り組みが求められます。

表1－2（1）財政の状況（地方財政状況調査ほか）

（単位：千円）

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	5,986,793	5,520,412	9,239,372
一般財源	3,395,451	3,456,382	3,595,674
国庫支出金	531,401	506,657	1,973,476
都道府県支出金	655,338	374,188	544,596
地方債	460,807	293,440	424,777
うち過疎対策事業債	19,100	79,200	130,500
その他	943,796	889,745	2,700,849
歳出総額 B	5,859,169	5,392,046	9,038,889
義務的経費	2,052,626	2,049,705	2,292,473
投資的経費	1,421,641	507,557	1,258,194
うち普通建設事業	1,409,023	492,497	1,150,173
その他	2,384,902	2,834,784	5,488,222
過疎対策事業費	20,195	121,133	203,377
歳入歳出差引額 C (A-B)	127,624	128,366	200,483
翌年度へ繰越すべき財源 D	38,013	19,341	66,309
実質収支 C-D	89,611	109,025	134,174
財政力指数	0.23	0.23	0.26
公債費負担比率	14.0	11.7	11.6
実質公債費比率	9.5	4.9	4.5
経常収支比率	82.4	86.0	89.2
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	4,445,881	4,528,219	4,549,699

※将来負担比率の「—」は、比率が算定されないことを表しています。

表1－2（2） 主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調査ほか）

区分	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道			
改良率（%）	35.3	44.7	50.5
舗装率（%）	98.2	98.4	100.0
農道			
延長（m）	10,214	16,814	27,646
耕地1ha当たり農道延長（m）	4.5	7.7	13.0
林道			
延長（m）	56,401	58,194	59,974
林野1ha当たり林道延長（m）	27.7	29.6	31.9
水道普及率（%）	95.1	95.4	93.2
水洗化率（%）	11.3	28.3	48.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	7.8	7.7	9.7

※水洗化率の数値は単独処理浄化槽使用人口を含んでいません。

（4）地域の持続的発展の基本方針

本町では、令和元年12月に策定した「第5次太良町総合計画」において、未来の子どもたちにどのようにして太良町を残していくかを理念として、自立した地域づくりを目指し、「未来を引きよせるチカラ 太良町」をまちづくりの将来像として定め、人口減少等の本町が抱えている課題を克服し、将来的に持続可能なまちづくりを進めるため、次の5つの基本目標を掲げ、さまざまな施策を展開しています。

重点目標：「つながり」を創るチカラ

基本目標1：自然環境を守るチカラ

基本目標2：産業を発展させるチカラ

基本目標3：人をそだてるチカラ

基本目標4：暮らしを守るチカラ

基本目標5：地域のチカラ

また、令和6年12月には「第3期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少と地域活力低下を克服し、将来にわたって活力ある太良町を維持することを目指して、次の4つの基本目標を定め、戦略人口の達成に向けて、人口減少対策等の取り組みを推進しています。

基本目標1：安定した雇用を創出する

基本目標2：新しい人の流れをつくる

基本目標3：結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4：人が集い、住みたい魅力的なまちをつくる

本計画は、人口減少や少子高齢化の進展等により地域社会における活力が低下している過疎地域が、人口減少等の課題を解決すること、つまりは非過疎地域となることを目指して策定するものです。

本町の総合計画と総合戦略は、「人口減少に伴う地域課題を解決し、持続可能な地域社会を形成する」ことを目的としているため、総合計画と総合戦略に掲げる基本目標を本計画の「地域の持続的発展の基本方針」として位置づけ、これに基づき各種施策を進めていきます。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本目標は、「太良町人口ビジョン（改訂版）」による推計に合わせ、2030年（令和12年）に、人口を7,060人、合計特殊出生率を2.10、社会増減を年齢階層別に次のように目標設定しています。

「0～4歳→5～9歳」・・・・・男女それぞれ4人増
「5～9歳→10～14歳」・・・・・男女それぞれ4人増
「15～19歳→20～24歳」・・・・・男女それぞれ10人減
「20～24歳→25～29歳」・・・・・男女それぞれ10人増
「25～29歳→30～34歳」・・・・・男女それぞれ15人増
「30～34歳→35～39歳」・・・・・男女それぞれ15人増
「35～39歳→40～44歳」・・・・・男女それぞれ15人増
「40～44歳→45～49歳」・・・・・男女それぞれ15人増

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

達成状況の評価は、外部有識者等で構成される太良町総合戦略推進委員会において、毎年度、評価・検証を行い、その結果をホームページで公表します。

（7）計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とします。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

本町では、効率的で効果的なマネジメントの実施により質と量の適正化を図り、安心・安全で持続可能な公共施設等の維持を実現することを目的に、平成29年3月に「太良町公共施設等総合管理計画」を策定しました。公共施設等総合管理計画では、今後公共施設等の老朽化が一斉に進行することが見込まれ、次々に大規模な修繕や建替えの時期を迎えること、また、少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変化する中、今後さらに厳しさを増すことが予測される財政状況を踏まえると、公共施設等を現状規模のまま維持管理することは極

めて困難であることなどの観点から、次の4つの基本の方針を定め、公共施設等の整備・修繕・更新・管理運営等について、経営的視点から総合的かつ計画的な維持管理に努めています。

- ①施設の統合、複合化
- ②施設の長寿命化
- ③施設総量の削減
- ④指定管理者制度等の活用

本計画に記載される全ての公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画に基づき、本計画との整合性を図りながら適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町では、進学、就職を転機とした若者世代の人口流出が顕著で、若者世代の減少に伴い出生数も減少し続け、今後もさらに人口減少が進み、農業や漁業などにおける担い手不足や地域の活力低下などが懸念されています。

持続可能なまちづくりを進めていくためにも、若者世代の移住促進と転出抑制を図り、町内で安心して結婚・出産・子育てができる環境を整備することが重要な課題となっています。

また、竹崎カニ、竹崎カキ、たらみかん等の特産品や、山から海に至るまでの豊かな自然環境など、本町は多くの観光資源に恵まれています。この魅力を活かしながら、他の地域と交流を行い、相互のニーズを充足させ、地域の持続的発展、関係人口の創出により地域活性化につなげることも有効な手段の一つと考えられます。

(2) その対策

○本町の住環境の向上を図るため、空き家の有効活用や、民間の力を活用した賃貸住宅等の整備を推進します。

○本町の観光資源を活かした特色ある観光施策を軸に本町の認知度向上と魅力発信に努めることにより、将来的な移住にもつながる関係人口の創出・拡大を目指します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(1) 移住・定住 (4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住 その他	<p>分譲地造成事業</p> <p>民間賃貸住宅等建設促進事業</p> <p>【事業内容】 町内に民間賃貸住宅等を建設する場合 に、その建設費用の一部を補助する。</p> <p>【事業の必要性】 町民の住環境の向上と、移住・定住の促 進を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】 町民及び移住者の住居を確保するこ とで、移住者及び定住者の増加が図られ る。</p> <p>結婚祝金交付事業</p> <p>【事業内容】 婚姻届けを提出した町内に住所を有す る夫婦に対し、結婚祝金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 次代を担う若者の移住と定着化を図る ために必要である。</p> <p>【事業効果】 若者世代の人口流出を抑制することで、 地域活力の向上が図られる。</p>	太良町 太良町 太良町	

3 産業の振興

（1）現況と問題点

ア 農業

本町の主要産業である農業は、中山間地におけるみかん栽培や、豚・牛・ブロイラー等の畜産、花卉やイチゴ等の施設園芸などが中心となっています。

多良岳から有明海に連なる中山間地の斜面を利用した階段状の畑では主にみかん栽培、川沿いの扇状地として開けた圃場では水田やハウス栽培の施設園芸、集落から離れた山間部では比較的規模の大きな施設による畜産業が営まれています。

2020 年農林業センサスでは、総農家数は 712 戸、農家人口は 1,387 人となっています。総農家数は 2000 年の 1,056 戸から 344 戸減少し、そのうち自給的農家はほぼ変動はなかつたものの、販売農家は 350 戸減少しています。また、農家人口は 2000 年の 4,648 人から 3,261 人も減少しています。

このように、農業を取り巻く情勢は厳しく、農業従事者の高齢化や担い手の減少、産地間の競争の激化や気候変動の影響による農産物被害、安心安全な農産物を求める消費者指向への対応、家畜排泄物の適正な処理など、解決すべきさまざまな課題が山積しています。

農業の持続的な発展を図るため、担い手の確保及び担い手への集積や計画的な基盤整備、有害鳥獣被害の防止等に重点を置き、より安全で安心な農産物づくりや収益性の高い園芸作物の導入推進が必要となっています。

イ 林業

本町では、山林が総面積の約 1/2 を占め、そのうち町有林は 1,555ha で、山林面積の約 1/3 を占めています。

本町の山林は、先人の植林や保育により大事に守り育てられてきましたが、近年、安い外国産木材の輸入の増加や木材需要の減少等により、木材価格が著しく低迷しており、林業に対する投資が進まない状況の中、平成 25 年度に町内の民有林 3,748ha のうち 70% の森林について森林経営計画を策定し、林業経営の安定を図っているところです。

また、水源涵養や国土保全など森林の持つ多面的機能にこれまで以上に着目し、林業が産業として経営が成り立つような施策を講じる必要があります。さらに、地球温暖化等の環境問題に対する関心が高まる中、循環型社会を構築するうえでも、再生利用が可能で環境にやさしい木材の利用拡大を図ることが必要となっています。

ウ 水産業

本町は、有明海の豊かな海の恵みを受けて、竹崎カニ、コハダ（コノシロ）、エビ、タコ、クラゲなどの漁船漁業、竹崎カキ、アサリ、ノリの養殖など、様々な漁業が行われています。

しかしながら、近年の気候変動による海域環境の変化によって漁獲量が激減し、厳しい漁家経営が続いている。特にノリ養殖においては、栄養塩不足による色落ちが発生しており、

今後の町内における漁業の未来が危惧されています。

また、このような厳しい漁業経営が続くことで、出稼ぎや転業、廃業する漁業者も出てきており、後継者不足や高齢化が深刻化しています。そのため、漁業の担い手の確保・育成の対策が急務となっています。

エ 商工業

本町の商業は、自家用車依存社会の進展や、インターネット、スマートフォン等の普及による消費者ニーズの多様化・高度化を背景に、町外の郊外型大型店やスーパーなどへ買い物客が流出し、町内の小売店は店舗数、販売額ともに減少しています。

また、製造業は、経済のグローバル化によって激化した競争の中で、厳しい環境に置かれています。

商工業環境は、高齢化や人口減少によって一層厳しさを増しており、商工会との連携により、商工事業者個々の経営の革新、サービスの向上等を促進していくことが重要です。

オ 観光

本町は、西は貴重な動植物が残されている自然豊かな多良岳山系、東は広大な干潟が広がる有明海に面し、山の幸、海の幸などの観光資源として活用できる素材が豊富にあります。

これら既存の観光資源に加え、海中鳥居が佐賀県遺産に登録されたことなどから、観光客数は堅調に推移しています。コロナ禍を機に観光活動は団体から個人へと変化し、また、国外からの旅行者も増えています。

このような状況の中、地域の特色を国内、国外の方に知ってもらうような施策を展開し、ホームページやSNS等のさまざまな媒体を介して、太良町の魅力を発信し、新たな交流人口の増加を促していく必要があります。

また、たら竹崎温泉を有し、竹崎カニ、竹崎カキ、たらみかんなどの観光資源に加えて、農畜産物の食材にも恵まれていることから、あらゆる業種の参画により、太良町の魅力を活かした資源の磨き上げを促進する必要があります。

このような観点から、観光による地方創生を念頭に置き、通年型観光の確立や「食」をテーマとした観光メニューの創出など、関係団体等との協働による「観光地域づくり」を実現するため、行政と観光協会が一体となった組織づくりが必要です。

(2) その対策

ア 農業

- 安定かつ効率的な農作業や農業経営が展開できるよう生産基盤の総合的な整備に努め、遊休農地の有効活用や園地基盤の再整備を推進します。
- 農地の流動化を促進し、認定農業者や新規就農者を育成し、効率的な農業経営の確立を図ります。
- 意欲ある担い手農家への支援や後継者の確保、他産業からの新規就農促進のための施策を

- 推進し、耕作放棄地の抑制を図ります。
- 本町農業の粗生産額の半分以上を占める畜産業においては、外国産の輸入品と対抗できる品質と、安心安全にこだわったものを生産できるよう支援します。
- 消費者ニーズに適合した農産物を選択し、生産性・収益性の高い作物の導入を推進し、農業経営の安定化を図ります。
- 鳥獣被害防止を図るため、地域ぐるみによる被害軽減対策の検討、捕獲や防護柵の設置の継続的な推進並びに作物残渣、放任果樹の除去の指導などの対策を講じます。
- 農業の生産性及び労働環境の向上を図るため、農道の整備を推進します。
- トレーニングファームを効果的に活用した新規就農者の安定的な確保を推進します。

イ 林業

- 国土保全や水源涵養、環境保全、野生生物の生息環境の保護など、森林の持つ公益性の維持・増進と生産性の向上を図り、調和のとれた森林経営を目指します。
- 森林施業の簡素化と効率化を図るため、林道や作業道の新設・改良など、林道整備の促進に努めます。
- 森林組合を中心として林業就業者の確保と育成に努め、継続的な育林作業による多良岳材のブランド化を図り、販売価格の安定化等による経営健全化を目指します。
- 太良町公共建築物における木材の利用促進に関する方針に基づき、県の木材利用に関する事業を活用し、公共施設への地元木材の利用拡大を図ります。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの排出量削減に貢献するため、太良町町有林でのカーボンクレジットを創出し、安定的な供給、販売を目指します。

ウ 水産業

- 豊かな海である有明海の再生に向け、漁場環境の整備や水産資源の保全などを国や県が主体的に対策を講じるよう積極的に働きかけます。
- ノリ養殖や漁船漁業の振興を図るため、カキ礁の造成や二枚貝を食べるナルトビエイの駆除を推進するとともに、県や佐賀県有明海漁業協同組合と連携し、クルマエビやガザミの種苗の放流などを中心とした栽培漁業を推進します。
- 漁業従事者の高齢化が進展する中、町内の漁業の担い手の確保・育成を目的に実施してきた親元就漁支援事業及び漁業従事者事業継続支援事業を継続し、後継者の確保と人材の育成に努めます。

エ 商工業

- 商工会等の関係機関による経営診断、経営指導の充実を図り、経営体质の改善と経営基盤の強化を促進します。また、各種融資制度の周知と活用を促し、さらなる経営体质の強化を促進します。
- 商工会や地域金融機関と連携し、創業相談に関する相談窓口の充実を図ります。
- 町内事業者の安定した経営の持続のためには、後継者問題への対策が必要であるため、関

係団体が行う事業継承に関するセミナーの活用を推進します。

才 観光

- 観光協会を核とした情報発信を継続し、ホームページやSNSの活用の充実を図り、テレビ等のメディアを利用した観光PR活動を推進します。また、インバウンド対策として国外にも情報を発信します。
- 既存の観光・交流施設の整備及び維持管理を推進し、地域の良さを地域の人が知ってもらうような町内観光・交流資源のネットワーク化を図り、通年型観光の確立を目指します。
- 広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進など、地域が一体となった観光振興策を推進します。
- 自然・歴史・文化・人々等とふれあえる太良町独自の体験型観光を確立し、関係団体と連携を図り、地方創生施策を推進します。
- 竹崎カニ、竹崎カキ、たらみかんなど、町内特産品の「食」をテーマとした観光メニューの拡充を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業	園芸農業者育成支援事業 広域農道（舗装・補修） L=5,930m、W=8.0m 町有林造林事業 林道多良岳横断線（改良） L=125m、W=5.0m 林道古賀倉線（改良） L=300m、W=3.6m 林道多良岳線（改良） L=640m、W=4.0m 見川内橋（林道古賀倉線） L=6.7m、W=4.0m 柳谷橋1号（林道柳谷線） L=5.2m、W=4.5m	太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町	

	J-クレジット創出・活用事業	太良町	
(2) 漁港施設	漁港施設整備事業 漁港小規模事業 道越漁港 1号臨港道路（舗装・補修） L=645m、W=7.0m	太良町 太良町 太良町 太良町	
(9) 観光又は レクリエー ション	竹崎城址展望台公園改修事業 中山キャンプ場改修事業 道の駅太良改修事業	太良町 太良町 太良町	
(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
第1次産業	中山間地域等直接支払交付金事業 【事業内容】 農業生産条件が不利な地域において農業生産活動等を行う農業者等に対し、交付金を交付する。 【事業の必要性】 農業生産条件が不利な地域である中山間地域等の農地を保全し、多面的機能を守っていくために必要である。 【事業効果】 中山間地域等における耕作放棄地の発生防止により、適切な農業生産活動を通して多面的機能が確保できる。 多面的機能支払交付金事業 【事業内容】 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を行う活動組織に対し、交付金を交付する。 【事業の必要性】 農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮し、地域資源の適切な保全管理を推進するために必要である。	太良町 太良町	

	<p>【事業効果】</p> <p>活動組織による共同活動により、農地の保全と農道や水路等の維持管理が行われることによって、地域資源の適切な保全管理が図られる。</p> <p>有害鳥獣駆除対策事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>有害鳥獣を駆除した場合に、その駆除経費の一部を補助する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>有害鳥獣による農作物の被害を防止し、農業生産を確保するために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>有害鳥獣による農作物の被害を減らすことで、農業経営の安定化及び豊かな自然環境の保全が図られる。</p> <p>有害鳥獣被害防止対策事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>有害鳥獣による農作物の被害を防止するため電気牧柵等を購入した場合に、その購入経費の一部を補助する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>有害鳥獣による農作物の被害を防止し、農業生産を確保するために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>有害鳥獣による農作物の被害を減らすことで、農業経営の安定化が図られる。</p> <p>親元就農支援事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>農業後継者として就農した者（50歳未満）に対し、給付金を給付する。</p>	太良町
--	---	-----

	<p>【事業の必要性】 農業従事者の高齢化及び後継者不足を解消するために必要である。</p> <p>【事業効果】 農業の担い手を確保、育成することで、継続的な基幹産業の維持・振興が図られる。</p> <p>森林整備担い手育成基金助成事業</p> <p>【事業内容】 森林整備の担い手の確保・育成のために、技術・技能の向上、労働安全衛生の充実、福利厚生の充実など就労環境の整備等を行った場合に、その整備等に要する経費の一部を補助する。</p> <p>【事業の必要性】 森林の持つ多様な公益的機能の高度発揮と活力ある山林社会の維持・発展を図るためにには、森林整備の担い手の確保・育成が必要である。</p> <p>【事業効果】 森林整備の担い手を確保、育成することで、森林の適切な施業管理による森林の多面的機能が確保され、継続的な基幹産業の維持・振興が図られる。</p> <p>国土保全森林整備事業</p> <p>【事業内容】 国庫補助対象とならない森林施業への補助及び間伐材搬出に対する助成を行う。</p> <p>【事業の必要性】 森林所有者の造林意欲と所得の向上を図るために必要である。</p>	太良町
--	---	-----

	<p>【事業効果】 森林施業や間伐材搬出費用を広く補助することで、造林意欲の向上、森林の公益機能の増進及び継続的な森林経営の維持・振興が図られる。</p> <p>親元就漁支援事業</p> <p>【事業内容】 漁業後継者として就漁した者（50歳未満）に対し、給付金を給付する。</p> <p>【事業の必要性】 漁業従事者の高齢化及び後継者不足を解消するために必要である。</p> <p>【事業効果】 漁業の担い手を確保、育成することで、継続的な基幹産業の維持・振興が図られる。</p>	
	<p>漁業従事者事業継続支援事業</p> <p>【事業内容】 主に町内で漁業に従事し一定の条件を満たす者に対し、給付金を給付する。</p> <p>【事業の必要性】 漁業従事者の高齢化及び担い手不足を解消するために必要である。</p> <p>【事業効果】 漁業の担い手を確保、育成することで、継続的な基幹産業の維持・振興が図られる。</p>	太良町
観光	<p>納涼夏まつり開催事業</p> <p>【事業内容】 納涼夏まつりを企画・運営する団体に対し、その運営経費の一部を補助する。</p>	太良町

	<p>【事業の必要性】 観光客（交流人口）の獲得・拡大と、町民の親睦を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】 観光客の誘客と、町民の郷土意識の高揚が図られる。</p> <p>観光情報発信事業</p> <p>【事業内容】 マスメディア等を利用して、魅力ある観光情報を発信する。</p> <p>【事業の必要性】 観光客（交流人口）の獲得・拡大を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】 太良町のイメージ・認知度の向上により、観光客の誘客が図られる。</p>		
--	--	--	--

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
太良町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

太良町公共施設等総合管理計画に定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町では、従来のH T C方式からF T T H方式（光化）への移行工事を令和5年度で完了し、地域住民の快適な情報通信環境が実現しました。これにより、インターネットを介した行政サービスや日常生活でのデジタル技術活用が可能な基盤が整った状態です。今後の課題として、デジタル化が進展する現在、行政手続きのオンライン化や、住民ニーズに応じたデジタルサービスを提供することが求められています。さらに、高齢者や情報アクセスが困難な方がI C T技術を活用しやすい環境を作ることや、地域社会全体でのデジタルデバイドの解消が挙げられます。

(2) その対策

情報インフラ整備が完了していることを踏まえ、多様化するニーズに対応するため、自治体D Xを推進し、行政のデジタル化を加速させます。具体的には、行政手続きのオンライン化や公共サービスのデジタル化を進め、住民生活の利便性の向上を図るとともに、サービスの適切かつ効果的な利活用を促進します。また、I C Tの活用を更に推進し、デジタルスキルの向上を支援するとともに、高齢者や情報アクセスが困難な方へのI C T利用支援を強化し、デジタルデバイドの解消に向けた包括的な対策を実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本町を南北に縦断する国道207号は、有明海沿いに鹿島市と諫早市を結ぶ幹線道路として重要な役割を果たしています。年々改良が行われ、道路事情は改善されていますが、一部において歩道の未整備区間もあり、交通事故防止や歩行者の安全確保のためにも早期の整備が必要です。

県道については、竹崎・上田古里線の改良をはじめ、平成30年2月には多良岳公園線の改良計画区間の事業が完成し、地域住民はもとより道路利用者の利便性が図られています。

町道については、町民の生活に欠かせない重要なライフラインであるため、町民からの道路整備に関する要望も多くなっています。しかしながら、本町は傾斜地が多く集落が散在しており、建設コストが高くなるため、山間部では辺地対策事業債を活用し、その他の地区においても1.5車線化等により整備を行っていますが、なかなか整備が進まない状況が続いています。また、山間部の道路は、幅員も狭く危険箇所も多いことから早期の改良が必要で、路面の傷みが激しい箇所も多く、舗装補修も必要な状況です。

橋梁についても、架設後 50 年を超える橋梁が、令和 13 年度には全体の 8 割を占めることとなり、老朽化が懸念されています。橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検及び補修を進めていく必要があります。

イ 交通

鉄道については、JR 長崎本線の普通列車が主に通勤・通学に利用されていますが、昼間の運行本数が少なく、地域の生活の足としての機能を果たしているとは言い難い状況です。また、九州新幹線西九州ルートが 2022 年秋に開業したことにより、江北駅～諫早駅間が上下分離区間となり、利用者に大きな状況変化をもたらしました。引き続き地域を支える鉄道としての役割を果たすとともに、通勤・通学だけではなく観光客等のニーズにも配慮した沿線地域の振興策が求められています。

路線バスについては、鹿島市と太良町間の国道 207 号を民間バス会社が生活交通路線バスとして運行しています。高齢者等の交通手段を持たない移動制約者にとっては無くてはならない交通手段ではあるものの、バスの利用者は少なく、国や自治体の支援なしでは運行が継続できない状況となっています。

このような状況の中、令和 3 年 4 月より町内を巡回するコミュニティバスの運行を始め、町民の生活の足として利用されています。

また、令和 6 年 5 月に町内唯一のタクシー会社の廃業を受け、同年 6 月より町の委託によるタクシー運行を始めました。引き続き、公共交通利用者のニーズを捉え、町民の生活交通手段として、存続させていく必要があります。

（2）その対策

ア 道路

- 国道及び県道については、地域住民に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、国や県へ働きかけます。
- 町道については、国の交付金や辺地対策事業債、過疎対策事業債等を活用し、国・県道や広域農道、林道を結ぶ連絡道路の整備を進め、地区内の側溝整備や 1.5 車線化等により、生活道路としての利便性の向上に努めます。
- 橋梁の安全確保のため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検、調査及び補修を行い、橋梁の長寿命化を図ります。

イ 交通

- 令和 3 年 4 月より運行を始めたコミュニティバスについては、利用者のニーズに合わせた運行形態を検討し、利便性の向上に努めます。
- 九州新幹線西九州ルート開業の機会を活かし、県や JR 長崎本線沿線市町をはじめ、関係団体と連携し、交通の利便性向上や地域の魅力づくりなど、新たな取り組みを検討します。
- 民間バス会社で導入している交通系 IC カードやバスロケーションシステムについて、そ

の普及と利便性を町民に周知し、新規利用の取り組みを支援します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道 道路	町道喰場中央線（舗装） L=175m、W=6.0m 町道広江線（改良） L=170m、W=6.0m 町道小田線（改良） L=210m、W=5.0m 町道南木庭線（舗装） L=850m、W=6.8m 町道矢答線（舗装） L=230m、W=4.9m 町道伊福矢答線（改良・舗装） L=1,200m、W=6.0m 町道片峰線（改良） L=75m、W=6.0m 町道喰場日当線（改良） L=300m、W=6.0m 町道大野線（改良） L=150m、W=6.0m 町道喰場線（改良・舗装） L=800m、W=6.0m 町道今里牛尾呂線（舗装） L=200m、W=6.1m 町道陣ノ内南木庭線（舗装） L=180m、W=4.5m 町道陣ノ内部落内線（舗装） L=110m、W=2.8m 町道陣ノ内・小田線（舗装） L=160m、W=3.3m	太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町	

	町道牟田線（舗装） L=150m、W=4.0m 町道栄町・北町線（舗装） L=380m、W=5.7m 町道破瀬ノ浦国道取付線（舗装） L=240m、W=6.0m 町道法隆寺線（舗装） L=750m、W=4.7m 町道返塔線（改良・舗装） L=900m、W=5.7m 町道古賀・端古賀線（改良） L=400m、W=5.0m 町道蕪田・大峰線（改良） L=100m、W=3.7m 町道端月部落内線（改良） L=320m、W=5.0m 町道亀ノ浦・道越線（改良・舗装） L=1,300m、W=5.5m 町道伊福中央線（舗装） L=500m、W=5.0m 町道維持補修事業（舗装・側溝整備等）	太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町	
橋りょう	町道橋梁維持補修事業	太良町	
その他	交通安全施設整備事業	太良町	
(6) 自動車	コミュニティバス車両購入事業	太良町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	生活交通路線バス運行事業 【事業内容】 生活交通路線の運行を行う乗合バス事業者に対し、運行経費の一部を補助する。	太良町	

	<p>【事業の必要性】 移動制約者の移動手段として必要な公共交通機関であるバス路線の運行を維持するために必要である。</p> <p>【事業効果】 地域住民の福祉の向上につながる。</p> <p>コミュニティバス運行事業</p> <p>【事業内容】 町内を巡回するコミュニティバスを運行する。</p> <p>【事業の必要性】 町内の交通空白地を解消し、地域の活性化及び均衡ある発展を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】 地域住民の福祉の向上につながる。</p> <p>タクシー運行事業</p> <p>【事業内容】 町内に待機所を設置し、タクシーを運行する。</p> <p>【事業の必要性】 移動制約者の移動手段として必要な公共交通機関であるタクシーの運行を維持するために必要である。</p> <p>【事業効果】 地域住民の福祉の向上につながる。</p>		
--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

太良町公共施設等総合管理計画に定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町の町営水道は、上水道と簡易水道・飲料水供給施設があり、令和6年度末の普及率は98.4%で、接続はほぼ完了しています。

上水道は、多良地区の起伏の少ない扇状地の比較的民家が密集する地域に、計画給水人口5,700人、一日最大給水量2,200m³を給水し、企業会計で運営しています。

簡易水道・飲料水供給施設は、伊福地区、多良地区の一部、大浦地区及び民家が点在する山間部に施設が分散し、計画給水人口7,563人、一日最大給水量2,416m³で13箇所の施設より給水し、令和5年度から企業会計で運営していますが、地理的要因により点在する施設の集約・規模縮小等が難しいため、経営的に厳しい状況が続いています。

現在、人口減少や節水機器の普及等により、水道料金収入は減少傾向にあります。それに反して、施設等の老朽化の進行、耐用年数の経過など、施設の更新に係る費用は増大することが見込まれます。

イ 下水処理施設

令和6年度末の汚水処理人口普及率は、全国平均が93.7%、県平均が88.3%、本町は55.1%で、生活排水処理施設整備が大幅に遅れています。

町が管理する生活排水処理施設は、竹崎地区漁業集落排水施設の1施設のみで、平成13年供用開始後24年が経過し、各種機器が既に耐用年数を迎えており、老朽化に伴う機器更新等の増加が課題となっており、計画的な整備を図る必要があります。

また、経費回収率は14.3%と非常に少なく、経費の多くを一般会計からの繰出金に頼っており、経営健全化を図るために、使用料の見直しは必要不可欠となっているものの、家庭用合併処理浄化槽の維持管理費との比較では大差がないため値上げは困難な状況です。

その他の地域での生活排水処理は、個人設置の家庭用合併処理浄化槽による普及を目指しており、平成22年度からは町単独の補助金上乗せを継続し普及促進を図っています。

ウ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、「ごみ処理広域化計画」に基づき、佐賀県西部に位置する伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町の4市5町で構成する一部事務組合の佐賀県西部広域環境組合において運営を行っています。

本町のごみ搬入量の推移は横ばい傾向にあり、ごみの減量・再利用に対する住民一人ひとりのさらなる意識の向上を促進する必要があります。

また、し尿処理については、鹿島市、嬉野市を含めた2市1町による一部事務組合である鹿島・藤津地区衛生施設組合において処理を行っています。長寿命化を図るための大規模な改修工事が平成27年度で完了しましたが、今後も安定した運転を持続していくためにも、

計画的な維持管理が必要です。

エ 火葬場

町営の火葬場は、平成 22 年度に新たに整備し、平成 23 年度より指定管理者による管理運営を行っています。現在は比較的損傷が少ない状況であるものの、建設から 14 年が経過しており、経年による老朽化は避けられない問題で、施設を維持しながら住民サービスの低下を招かぬよう適切な管理運営を図る必要があります。

オ 消防施設

現在、消防団が使用する車両等については、小型動力ポンプ積載車 23 台、ポンプ車 3 台、小型動力ポンプ 23 台を配備し、更新期間 20 年で運用しています。設備の計画的な更新を行い、消防力の維持強化を図っていますが、車両やポンプ本体の価格の高騰と、修繕等に係る維持費用の増加が懸念されます。

カ 公営住宅等

本町は、公営住宅（RC 造）を 78 戸（4 団地 9 棟）、公営住宅（木造）を 1 戸（1 団地 1 棟）、特定公共賃貸住宅を 2 戸（1 団地 2 棟）、特定優良賃貸住宅を 52 戸（2 団地 6 棟）の計 133 戸の公営住宅等を所有管理しており、常に満室の状況です。

老朽化が激しい公営住宅（木造）については、取り壊しを含めた検討を行っています。

公営住宅（RC 造）については、建設から 30 年以上が経過しており、維持管理を計画的に実施していく必要があります。また、入居者の高齢化が進んでおり、手すりの設置、バリアフリー化、エレベーターの設置など検討課題が山積しています。

（2）その対策

ア 水道施設

○令和 5 年度からの簡易水道事業の企業会計への移行後、長期的な施設整備計画（老朽化・耐震化対策）の立案を進め、今後 30 年程度を目途に施設整備を図ります。

○財源となる料金収入は今後増加が見込めないため、さらなる経営改革により収支バランスの改善を図り、適切な維持管理及び安心安全で安定的な水の供給に努めます。

イ 下水処理施設

○竹崎地区漁業集落排水施設の安全かつ持続可能な運営のため、計画的な設備更新を行うとともに、経費節減等の経営健全化を図ります。

○竹崎地区以外の地域については、地形的な制約から集落排水事業等の共同生活排水処理システムでは効率化が見込めず、財政負担も多大になることから、家庭用合併処理浄化槽の普及を推進し、トイレの水洗化や生活雑排水の処理による生活環境の改善はもとより、河川等公共用水域の水質保全を促進します。

ウ 廃棄物処理施設

- ごみ処理については、今後も生ごみ処理用のコンポストや家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助を継続し、リサイクル率向上に向けた分別収集の啓発に努め、行政と住民が一体となり、ごみの減量化や資源化、再利用化に取り組み、環境に対する意識の高揚を図ります。
- し尿処理については、鹿島・藤津地区衛生施設組合の処理施設の効率化を図り、安定した維持管理運営に努めます。

エ 火葬場

- 火葬場の安定稼働及び長寿命化を図るため、適正な管理を行い、予防保全の考え方による施設の点検・診断により、劣化・損傷の程度や原因等を把握・評価し、計画的な修繕・更新に努めます。

オ 消防施設

- 人口減少による消防団組織の再編や条例定数の見直しを行い、車両台数等の計画的な削減を図ります。また、機械の高性能化に伴い、更新期間 20 年の延長についても検討を進めます。

カ 公営住宅等

- 老朽化に伴う建替えはコストの面からも容易ではないため、長期的な活用を目指し、施設の劣化影響への低減、耐久性の向上、維持管理の容易性向上の観点から、予防保全的な維持管理を推進します。また、施設の改修には多額のコストを要するため、国庫補助等を活用し事業の進捗を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道 簡易水道	上水道施設改良事業 集中監視システム更新事業 簡易水道施設改良事業 集中監視システム更新事業	太良町 太良町 太良町 太良町	

	(2) 下水処理 施設			
	その他	竹崎地区漁業集落排水施設改修事業 合併処理浄化槽整備事業	太良町 太良町	
	(4) 火葬場	火葬場改修事業	太良町	
	(5) 消防施設	消防設備整備事業	太良町	
	(6) 公営住宅	公営住宅等改修事業	太良町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

太良町公共施設等総合管理計画に定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（1）現況と問題点

ア 児童福祉

本町は、少子化が加速度的に進行している一方で、子育て世代の女性就業率が高く、3世代同居家族においても、祖父母が就業している家庭が多い状況となっています。人口減少時代に入り、すべての人々が社会の担い手となることが期待されている中、本町においても、高齢者の社会参加、女性の社会進出が当然の環境となっており、仕事と家庭の両立に励む子育て世代を多面的に支援する施策が必要です。

イ 高齢者福祉

本町は、人口減少と少子高齢化が同時に進行しており、総人口に占める65歳以上の人口比率が2024年末で40.5%となっており、2015年から5%進行し、将来推計では2040年には49%を超えるものと予測されています。一方で既に減少に転じている生産年齢人口は、さらに減少が加速することが予測されます。

また、医療・介護サービス格差によって、より良いサービスを求める高齢者や家族がサービスの充実した自治体へ流出する現象も見受けられます。

このような状況を踏まえ、地域活力の維持のためには、健康寿命の延伸と介護予防の取り組みが不可欠であり、必要な人に必要な量の支援やサービスを提供する体制を確保する必要があります。

また、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、太良町に合った、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム体制の構築が急がれます。

ウ 障害者福祉

本町では、障害者の高齢化による障害の重度化・重複化とともに、介護者の高齢化も進行しており、支援が必要な障害者が増加傾向にあります。

また、時代とともに障害者が抱える生活問題や支援ニーズも多様化・複雑化しており、地域や利用者の実情に合わせた障害福祉サービスを充実させるため、相談支援体制を整備するとともに、町独自のサービスを検討する必要があります。

エ 健康づくり

本町では、「健康寿命の延伸」を目標に、がん検診や国民健康保険の被保険者を対象とした特定健診の受診を勧奨し、病気の早期発見、早期治療ができる環境づくりに努めています。この対策の一環として、令和5年度から特定検診及びがん検診を無料で実施しています。

特定健診の結果に対する保健指導では、高血圧症が多く、重点的に改善指導を行っています。また、糖尿病の所見者が増加傾向にあるため、糖尿病の発症予防、重症化対策の保健指

導にも重点を置く必要があります。

母子保健については、以前は、親が子に「子育て」を伝授してきましたが、核家族化が進行しているため、健診時の相談や子育て支援アプリを利用した情報提供などの支援を行っています。

歯科保健については、妊婦歯科健診、幼児期の歯科健診、フッ化物塗布の効果により、う歯保有率が改善されています。また、令和3年度からは、成人を対象に歯周疾患検診を始めしており、糖尿病対策にも効果があるものと期待しています。

(2) その対策

ア 児童福祉

- 多様な教育・保育のニーズに合わせて、保育施設の整備・充実を図るとともに、障害児保育、延長保育など、適切なサービス提供に努めます。また、子育てに関するボランティアの育成を図り、子育て相互支援事業等を推進します。
- 学童を持つ保護者の就労を支援するとともに、安全・安心な放課後環境を実現させるため、放課後児童健全育成事業を推進します。
- 子育てに関する悩みや不安を解消できるよう、関係部署や関係団体との連携を密にして相談・指導体制を充実させ、親同士がふれあい、相互に相談し学び合える機会の充実を図ります。
- 働きながら子育てをする家庭の支援のため、育児を含め家庭生活における男性の参加を職場などにも働きかけ、仕事と育児を両立できる環境づくりに取り組みます。また、保育所保護者負担金の軽減や保育園等の副食費の支援を通じて育児支援を進めます。

イ 高齢者福祉

- 概ね65歳以上の高齢者を対象に、さまざまな介護予防教室を開催し、参加者が楽しみながら介護予防活動ができる生きがい対応型デイサービス事業を推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、心身の状態や生活の実態、必要な支援等を把握し、適切な介護保険サービスの利用につなげます。そのために、生活支援体制整備事業により協議体を設けて、地域の課題を抽出しながら地域包括ケアシステムの実現を目指します。
- 高齢者の食事をサポートする配食サービスや、常時紙おむつが必要な高齢者に対して必要な資材を提供するなど、町独自のきめ細かなサービスを実施します。また、一人で外出することが困難な高齢者に対し、外出支援サービス等の支援を行い、社会参加を促進します。
- 町内の介護サービス提供事業所は、恒常的な人材不足の状況にあるため、就職支援や住居支援等を行い、介護人材の確保を図ります。
- 認知症に関する理解と啓発活動を幅広い年代に対し行い、予防を含めた認知症への備えを促します。また、関係機関との連携を図り、認知症の人と家族の視点を重視しながら認知症高齢者に優しい太良町を目指します。

- 高齢者虐待の防止に努め、成年後見制度を活用して高齢者の権利擁護を推進します。
- 単位老人クラブ、老人クラブ連合会活動の支援を行うとともに、シルバー人材センターをはじめ高齢者雇用の推進を図ります。
- 総合福祉保健センターの施設改修や機能強化を行い、高齢者の交流拠点を整備拡充します。

ウ 障害者福祉

- 障害のある方が地域で安心して生活するためには、在宅サービスのほかさまざまな福祉サービスを重層的に提供する必要があるため、相談体制と生活支援事業の充実を図り、地域自立支援協議会の機能強化に努めます。また、障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた長期的な支援の充実に努めます。
- ノーマライゼーションを進めるため、広報・啓発活動、福祉教育、交流事業を推進します。また、「障害者差別解消法」の理念に基づいて、障害者が住み慣れた地域で生活ができるよう、施策の充実を図ります。
- 障害児教育、特別支援教育の充実を図ります。支援を必要とする児童は増加傾向にあり、状態も多様化しているため、支援の継続と支援員の確保に努めます。
- 障害者の社会参加の促進を図り、障害者の就労のための就労支援体制を整備します。

エ 健康づくり

- 特定健診及びがん検診の受診率が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減少したため、感染予防対策と健(検)診の有効性の啓発を行い、受診率の向上を目指します。また、保健指導については、本町の現状を分析するとともに、保健指導に関する知識を研修等で修得し、実践につなげます。
- 母子保健については、子育て世代包括支援センターを令和2年10月に設置し、産前から産後までの相談に対応し支援をしています。支援員の人材確保に努め、さまざまな相談に対応できるよう支援体制の充実を図ります。
- 歯科保健については、保育園・小中学校におけるフッ化物洗口の事業継続を支援します。また、成人の歯周疾患検診の受診率向上を図るため、受診勧奨を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉 施設 保育所 (8) 過疎地域 持続的発展 特別事業 児童福祉	<p>保育所等施設整備事業</p> <p>保育所障害児保育推進事業</p> <p>【事業内容】 障害児等を受け入れる体制を整備した 保育所等に対し、補助金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 働きながら子育てをする家庭を支援す るために必要である。</p> <p>【事業効果】 安心して子どもを産み育てることがで きる環境を整備することで、定住人口 の増加が図られる。</p> <p>保育所延長保育促進事業</p> <p>【事業内容】 長時間の開所ができる体制を整備した 保育所等に対し、補助金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 働きながら子育てをする家庭を支援す るために必要である。</p> <p>【事業効果】 安心して子どもを産み育てることがで きる環境を整備することで、定住人口 の増加が図られる。</p>	太良町 太良町 太良町	

	<p>保育料負担軽減事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>保育所等に児童を入所させる保護者の負担金の一部を補助する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>保護者の保育に係る負担軽減を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p>	太良町	
	<p>保育所副食費助成事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>保育所等に満 3 歳以上の児童を入所させる保護者が負担する副食費の一部を補助する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>保護者の保育に係る負担軽減を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p>	太良町	
	<p>子どもの医療費助成事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>高校生以下の子どもに係る医療費の一部を補助する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>子どもたちが安心して、必要な医療を受けるために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p>	太良町	

<p>高齢者・障害者福祉</p>	<p>誕生日金交付事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>出生届けを提出した町内に住所を有する保護者に対し、誕生日金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>子育て世代の定着化と、人口減少を抑制するために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>安心して子どもを産み育てができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p> <p>介護職員等就職支援事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>町内の介護施設等に介護職員等として新たに就職した者に対し、就職支援として補助金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>介護需要に応えられる人材を確保するために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>介護施設等において安定した介護サービスを提供することができる。</p> <p>生きがい対応型デイサービス事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>介護保険サービス対象外の高齢者に対し、看護師等による専門的指導を行いながら、入浴、食事、レクリエーション等のサービスを提供する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>高齢者の介護予防・健康づくりの推進のために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立して生活を送ることができる。</p>	<p>太良町</p>	
------------------	---	------------	--

	<p>外出支援サービス事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>一般の交通機関を利用する事が困難な高齢者に対し、病院や公共施設等への送迎サービスを提供する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>高齢者の介護予防・健康づくりの推進のために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立して生活を送ることができる。</p>	太良町	
	<p>食の自立支援事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで、身体的な衰えなどにより調理することが困難な世帯に対し、配食サービスを提供し、利用者の安否確認を行う。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>高齢者の介護予防・健康づくりの推進のために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立して生活を送ることができる。</p>	太良町	
健康づくり	<p>妊婦・乳児健診事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>妊婦の定期健康診査と乳児の健康診査（出生後4カ月、7カ月の2回）を行う。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>妊婦、乳児の健康の保持及び増進のために必要である。</p>	太良町	

	<p>【事業効果】 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p> <p>各種健(検)診事業</p> <p>【事業内容】 健康診査、がん検診等を行う。</p> <p>【事業の必要性】 悪性新生物や健康の異常を早期に発見し、早期治療につなげるために必要である。</p> <p>【事業効果】 健康寿命の延伸につながる。</p>	太良町	
(9) その他	総合福祉保健センター改修事業	太良町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

太良町公共施設等総合管理計画に定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町内には、町立病院 1 施設、一般診療所 1 施設、歯科診療所 3 施設の計 5 施設の医療機関が開設しております、太良町の医療を担っています。

町立太良病院は平成 18 年に改築し、地域の中核病院として、これまで地域密着の診療を行ってきました。その間人口減少は進行し、高齢化率も 40% 以上と大きく進展しており、需要に対応した医療、介護の提供、生活の場を見据えたサポート体制を構築する必要があります。このような中、地域包括ケアシステムの中心として地域医療介護に携わっており、訪問診療や訪問看護、リハビリテーション等の需要は今後も増加が予測されます。

施設整備については、改築後 20 年が経過しており、町立太良病院等個別施設計画（長寿命化計画）に沿って、屋根や外壁などの改修工事、受変電設備や直流電源装置の更新、電子カルテや放射線画像システムの更新が必要な状況にあります。また、医療機器等の更新も順次必要な状況にあります。

救急医療の確保については、本町で唯一対応している病院であるため、一次・二次救急の受け入れ体制を維持していく必要があります。しかしながら、人口減少に伴い、スタッフの確保も困難となってきており、医師をはじめ医療スタッフの確保対策が課題となっています。

(2) その対策

- 医療機器の更新など、医療提供に支障が生じないよう適切な施設の維持管理に努めます。
- 医療スタッフの確保対策を図り、町民が安心して利用できる医療体制の充実に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	町立太良病院改修事業 町立太良病院医療機器整備事業 町立太良病院受変電設備更新事業 町立太良病院動力設備更新事業 町立太良病院直流電源装置更新事業	太良町 太良町 太良町 太良町 太良町	

		町立太良病院電子カルテ更新事業 町立太良病院画像管理システム更新事業 町立太良病院無線通信設備更新事業	太良町 太良町 太良町	
	(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	在宅当番医制事業 【事業内容】 嬉野市と共同で、休日の救急医療体制を確保する。 【事業の必要性】 休日に急病になったときなどに、必要な医療を受けられるために必要である。 【事業効果】 安心して暮らせる救急医療体制が確保できる。	太良町	
	(4) その他	町立太良病院医師住宅改修事業	太良町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

太良町公共施設等総合管理計画に定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町の学校は、小学校 2 校、中学校 2 校で、1 校区内にそれぞれ小中学校が設置されています。

児童生徒数は、昭和 56 年度に約 2,000 人でしたが、平成 27 年度で約 700 人、令和 2 年度で約 570 人、令和 6 年度では約 480 人と減少の一途をたどっています。学級数についても児童生徒数の減少に伴いほとんどの学年で 1 学級編成となっており、令和 15 年度以降は全ての学年で 1 学級編成となる見込みです。

本町の教育は「自ら思考し他者と協働して課題を解決する力」を持った子ども達を育み、持続可能な社会の担い手として、多様性を原動力とし新たな考え方や価値を生み出す力を高めていくことを重要な課題ととらえ、様々な施策の取り組みが必要です。

中学校における部活動の地域展開は、中学校と地域スポーツの新たな課題となっており、中学校と連携したスポーツ環境の構築が課題となっています。

老朽化が進む校舎等については子ども達の安全性に重点を置き、学校再編を視野に入れた中長期的な改築計画を策定し、安心安全な学校施設の整備を行います。また、学校再編を実施する場合には、児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバスも導入する必要があります。

イ 生涯学習・社会教育

本町では、多くの町民が中央公民館や大橋記念図書館等の社会教育施設を積極的に利用し、多様な学習活動を行っています。近年、町民の間で「生涯を通じて充実した人生を送りたい」という学びへの意欲はさらに高まりつつあり、誰もが自由に学ぶことができる環境づくりが急務となっています。それに応じて、町民のニーズを正確に把握し、特色ある学習講座を提供するとともに、社会教育施設のさらなる充実を図ることが求められています。

ウ スポーツ・レクリエーション

本町では、「町民皆スポーツ」を目指し、総合型地域スポーツクラブを設立し、スポーツ教室や健康教室等を実施しています。

また、太良町スポーツ協会と連携を密にして、各種スポーツ大会等を企画し、スポーツ団体及び指導者の育成など、生涯スポーツの振興に努めています。

(2) その対策

ア 学校教育

○ I C T を活用した学習環境の充実を図り、児童生徒が自分で調べ、自分の考えをまとめ発

表・表現することで、教職員や児童生徒同士のやりとりを促進します。

- 児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせた課題への取り組みを図ることで、Society5.0 時代を生き抜く力を育む教育を促進します。
- 国際的なコミュニケーション能力を育むことで、英語力の向上、グローバル化する社会への対応等、一人一人の能力・可能性を伸ばし、ウェルビーイングの向上を図ります。

イ 生涯学習・社会教育

- 中央公民館等の社会教育関連施設の充実を図り、町民の多様な学習ニーズに対応した各種講座等の開催や、学習情報の提供に努めます。

ウ スポーツ・レクリエーション

- 子どもから大人までそれぞれの目的に合わせ、生涯を通してさまざまなスポーツを気軽に親しめる機会を提供します。また、利用者の増加を図るため、各種スポーツ教室や講習会を開催し、内容の充実に努めます。
- スポーツを通して、人づくり、健康づくり、仲間づくり、高齢者の生きがいづくり等を推進し、地域住民の心と体の健康を保持増進させ、地域全体の活性化につなげます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 スクールバス・ポート	小中学校トイレ改修事業 大浦中学校大規模改造事業 多良中学校大規模改造事業 小中学校屋内運動場空調設備整備事業 大浦中学校グラウンド照明改修事業 スクールバス購入事業	太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町	

	<p>【事業効果】 児童生徒の学ぶ意欲の向上と、学ぶ習慣の育成が図られる。</p> <p>特別支援教育支援員配置事業</p> <p>【事業内容】 障害のある児童生徒の学校における日常生活の介助や、学習活動のサポート等を行う特別支援教育支援員を各小中学校に配置する。</p> <p>【事業の必要性】 障害や個々の特性に応じた適切な教育を行うために必要である。</p> <p>【事業効果】 適切な指導及び必要な支援を行うことで、障害のある児童生徒が、自立し社会参加するために必要な力を養うことができる。</p>	太良町
	<p>学校給食費補助事業</p> <p>【事業内容】 町内の小中学校に通学する児童生徒の保護者が負担する学校給食費を全額補助する。</p> <p>【事業の必要性】 保護者の教育に係る負担軽減を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p>	太良町
	<p>英語検定料補助事業</p> <p>【事業内容】 英検を受験する生徒の保護者に対し、英語検定料を補助する。</p>	太良町

	<p>【事業の必要性】 保護者の経済的負担を解消し、全ての生徒が受験できる機会が必要である。</p> <p>【事業効果】 生徒の学習意欲向上と英語力向上が図られる。</p> <p>国際交流事業</p> <p>【事業内容】 台湾とのオンライン交流や学校訪問等を行うもの。</p> <p>【事業の必要性】 Society5.0の時代に対応できる国際的視野を持った児童生徒の育成が必要である。</p> <p>【事業効果】 他国の文化を理解するとともに国際的なコミュニケーション能力が育成される。</p>	太良町	
--	---	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

太良町公共施設等総合管理計画に定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、多良校区に 35 集落、大浦校区に 20 集落の計 55 集落で構成されており、200 戸を超える大規模集落から 4 戸の小規模集落まで、大小さまざまな集落が存在し、特に小規模集落は山間部に多く点在しています。

近年では、耕作放棄地の増加や鳥獣被害の拡大による「美しい景観・環境」の悪化や、人口減少等による空き家の増加など、集落環境の衰退が問題となっており、すでに自治会の運営やコミュニティ活動に支障をきたしている地域もあります。

このため、将来にわたって持続可能なコミュニティ活動の促進を図るとともに、コミュニティ活動を担う組織や人材の育成、強化を進める必要があります。

(2) その対策

○空き家情報バンク制度を活用して、空き家登録物件の増加を図るとともに、移住定住促進事業を推進し、移住者の増加と転出者の抑制、町内の空き家・空き地の有効活用を促進します。

○コミュニティ活動の場となる公民館や集会所等の施設整備を支援するとともに、コミュニティ活動を担う人材の発掘、育成に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	移住定住促進事業 【事業内容】 空き家情報バンクを活用して、空き家の売買又は賃貸借契約等を行う場合に、空き家の改修や解体等に係る費用の一部を補助する。	太良町	

	<p>【事業の必要性】 空き家の有効活用と、移住・定住の促進を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】 町民及び移住者の住居を確保することで、移住者及び定住者の増加が図られる。</p>	
--	---	--

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、西の多良岳山系と東の有明海に挟まれる形で位置し、変化に富んだ自然によって比較的山海の食に恵まれてきたことから、古来より「豊足（ゆたたり/たらい）の郷」として伝えられ、豊かな自然環境により育まれた貴重な歴史、民俗民謡等の地域文化が数多く守られてきました。

しかし、先人たちにより守り育てられてきた地域文化は、少子高齢化に伴う人口減少や後継者不足、コロナ禍における行事等の開催自粛や中止などにより、これまで継承されてきたものが消滅しようとしている深刻な状況にあります。

このため、これまで守り伝えられた伝統ある郷土の地域文化を記録・保存し、それを広く周知し、本町のPRとして活用していくことが重要です。

また、文化・芸術活動については、太良町文化連盟が中心となって活動していますが、多くの町民がさまざまな形で文化芸術活動に参加できる体制づくりが必要です。

(2) その対策

- 地域に根付く地域文化の保護とその活用推進を図ります。また、地域文化の指導者育成と後継者対策を推進します。
- 地域の歴史や民芸民俗に関する資料の収集・保存に努め、歴史民俗資料館での公開や体験活動などを行い、地域文化の周知を図ります。
- 町指定史跡や指定文化財の保存整備を推進します。
- さまざまな文化や芸術の鑑賞機会を増やし、文化に対する意識の高揚を図るとともに、町民一人ひとりが自由に文化芸術活動に参加・活動できるよう、太良町文化連盟自らが企画立案できる体制づくりを推進します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

（1）現況と問題点

本町では、再生可能エネルギーの普及促進のため、一部の公共施設に太陽光パネルを設置しています。低炭素社会の実現に向け、行政が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、普及啓発活動を進める必要があります。

（2）その対策

○公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、再生可能エネルギーの活用促進に向けた啓発活動に取り組みます。

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住	民間賃貸住宅等建設促進 事業	太良町	移住者及び定住者の 増加は地域活力の向 上につながり、その効 果は将来に及ぶもの である。
	その他	結婚祝金交付事業		若者世代の人口流出 の抑制は地域活力の 向上につながり、その 効果は将来に及ぶも のである。
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 第 1 次産業	中山間地域等直接支払交 付金事業	太良町	中山間地域等におけ る農地の保全は基幹 産業の維持・振興につ ながり、その効果は將 来に及ぶものである。
		多面的機能支払交付金事 業		農業・農村の有する多 面的機能の保全は、地 域資源の適切な保全 管理につながり、その 効果は将来に及ぶも のである。

	有害鳥獣駆除対策事業	太良町	有害鳥獣による農作物被害の軽減は農業経営の安定化につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	有害鳥獣被害防止対策事業	太良町	有害鳥獣による農作物被害の軽減は農業経営の安定化につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	親元就農支援事業	太良町	農業の担い手の確保・育成は基幹産業の維持・振興につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	森林整備担い手育成基金助成事業	太良町	森林整備の担い手の確保・育成は基幹産業の維持・振興につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	国土保全森林整備事業	太良町	森林所有者の適切な森林管理への意欲増進は森林の公益的機能の長期的な維持に繋がり、その効果は将来に及ぶものである。
	親元就漁支援事業	太良町	漁業の担い手の確保・育成は基幹産業の維持・振興につながり、その効果は将来に及ぶものである。

4 交通施設の整備、交通手段の確保	観光	漁業従事者事業継続支援事業	太良町	漁業の担い手の確保・育成は基幹産業の維持・振興につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		納涼夏まつり開催事業	太良町	交流人口の拡大は地域活力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		観光情報発信事業	太良町	交流人口の拡大は地域活力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	公共交通	太良町	移動制約者の移動手段の確保は地域住民の福祉の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		生活交通路線バス運行事業	太良町	移動制約者の移動手段の確保は地域住民の福祉の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		コミュニティバス運行事業	太良町	移動制約者の移動手段の確保は地域住民の福祉の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		タクシー運行事業	太良町	移動制約者の移動手段の確保は地域住民の福祉の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	保育所障害児保育推進事業	太良町	安心して子どもを産み育ててできる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		保育所延長保育促進事業	太良町	安心して子どもを産み育ててできる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		保育料負担軽減事業	太良町	安心して子どもを産み育ててできる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		保育所副食費助成事業	太良町	安心して子どもを産み育ててできる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		子どもの医療費助成事業	太良町	安心して子どもを産み育ててできる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。

	誕生日金交付事業	太良町	安心して子どもを産み育てことができ る環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
高齢者・障 害者福祉	介護職員等就職支援事業	太良町	介護職員等の人材確保は安定した介護サービスの提供につながり、その効果は将来に将来に及ぶものである。
	生きがい対応型デイサービ ス事業	太良町	高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立して生活を送ることは地域活力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	外出支援サービス事業	太良町	高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立して生活を送ることは地域活力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	食の自立支援事業	太良町	高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立して生活を送ることは地域活力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。

		健康づくり	妊婦・乳児健診事業	太良町	安心して子どもを産み育てことができ る環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
			各種健(検)診事業	太良町	健康寿命の延伸は地 域活力の向上につな がり、その効果は将来 に及ぶものである。
7	医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	在宅当番医制事業	太良町	身近な地域で安心し て暮らせる救急医療 体制の確保は定住人 口の増加につながり、 その効果は将来に及 ぶものである。
8	教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 義務教育	学校 I C T 支援員等配置 事業	太良町	教育環境の充実は児 童生徒の学力向上に つながり、その効果は 将来に及ぶものである。
			アシスタントティーチャー 配置事業	太良町	教育環境の充実は児 童生徒の学力向上に つながり、その効果は 将来に及ぶものである。

9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	特別支援教育支援員配置事業	太良町	教育環境の充実は児童生徒の学力向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		学校給食費補助事業	太良町	安心して子どもを産み育てることができる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		英語検定料補助事業	太良町	学習機会の拡充は児童生徒の学力向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		国際交流事業	太良町	異文化理解と国際的視野の獲得は児童生徒の人格形成やコミュニケーション能力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		移住定住促進事業	太良町	移住者及び定住者の増加は地域活力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。